

Title	林毅陸の政治的思考
Sub Title	
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1990
Jtitle	近代日本研究 Vol.7, (1990.) ,p.89- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾における知的伝統
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19900000-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾における知的伝統

林毅陸の政治的思考

小野修三

一、はじめに

大正九年（一九二〇）五月、三田新聞学会の会長であった林毅陸について、当の三田新聞は次のような「人物評伝」を載せた。すなわち、「氏は香川県の産にして明治二十八年義塾を卒業し直に義塾の留学生として仏国に学び主として外交を研究し前後三回欧州に遊ぶ、帰朝後は義塾の教授となり先年法学博士に推選せられ又我が三田新聞学会々長たり氏は明治四十五年郷里香川県より代議士に選ばれ席を政友会に置く一時山本内閣に反対して政友会を脱党せしかど日ならずして復党せり、彼の憲政擁護運動開始せられし時三田出身者を以て成る交詢社の急先鋒として内閣弾劾の声を揚げ又山本内閣の政綱に関する質問を提起せるに依つて氏は一躍名士の班に列するに至れり氏は三田出身者中にも尾崎犬養両氏に次ぐ雄弁家にして文章を以ても世に鳴る氏は一見傲慢不遜の如くなれども之に接せば温厚篤実純潔無垢の人たるを發見すべし氏は先頃国際連盟委員會議より帰朝後彼の熾烈なりし普通選挙案に対して委員会に於て政友会を代表し普選の神様たる今井植原二博士を正面に廻して論戦し百姓政

党たる政友会のために万丈の気焰をあげたり今回も郷里香川県より推されて無競争にて当選の榮を得んとす氏は今年四十九前途洋々春海の如しと云ふ可し⁽¹⁾。

この文章のなかの国際連盟委員會議とは、第一次世界大戦の終結のために一九一九年にパリで開かれた平和會議と名目上は別だが、實質的には同一の會議であつた。林毅陸『欧州近世外交史』(昭和一〇年)はこう説明している。すなわち、「クレマンソー等は先づ当面の対独平和条件を議し、然る後に将来の平和を保障すべき国際組織の問題に移るの意見なりしも、ウィルソンは之に反対して、遂に第一着に国際連盟の組織を議し、且之を平和条約の重要部分として其の劈頭に掲ぐることを為さしめたり⁽²⁾」。

林毅陸は、このパリ平和會議への日本政府全權委員隨員である立作太郎・東京帝国大学法科大学教授法学博士の後任として、同教授が任命されていた「白耳義ニ関スル一八三九年ノ条約改訂ノ為⁽⁴⁾」の「會議委員引受⁽⁵⁾」を承諾し、外務省囑託としてパリに滞在していたのであり、翌大正九年(一九二〇)一月には帰国している。そして林は帰国した大正九年の『太陽』七月号に「講和會議と日本」を寄せ、またその前々年の大正七年には同誌十一月号に「講和の氣運と日本の地位」を寄せていた。この二つの論考を通して窺える林の立場は、結論だけを示せば、帝国主義であつた。帝国主義とはそもそも国民国家が断念したはずの、人がいる限り土地がある限り続く支配擴張政策のことである。例えば大正七年の方では「西比利亚は今後果して東洋不安の源となることはないであらうか。其の模様次第にて我々は主に主張要求する所あるべきことを茲に保留して置きたいのである⁽⁶⁾」と、また大正九年の方では「山東に関する独逸の利権を日本に譲渡さしむるには大体異議なしと雖も、さて其上に於て日本が如何なる行動に出るか、或は此の新たに与えられるべき利権を利用して危険なる野心を遂げんとするが如き事はないか、此の種の疑惑が欧米政治家の脳裡に強く蟠つてゐたやうであつた⁽⁷⁾」と述べられていた。

記すまでもなく、以上二つの引用個所のうち前者はシベリア出兵、後者はのちの日中戦争としてわれわれの知るところとなる出来事である。本稿での私の関心は、林毅陸の思考過程において同時代の政治に対するジャスティフィケーションとクリティシズムとがなぜ共存し得るのかを明らかにすることにあり。林毅陸の立場が帝國主義だと言っても、それは無条件的なものではまったくなかった。林は日本が中国大陆で「危険なる野心を遂げんとするが如き事はないか」との疑惑を抱かれている原因として、「かの大隈内閣時代の対支交渉に於ける有名な第五項が最も大なる累をなし、又寺内々閣時代の所謂軍閥政治家の行動もまた不信用を増さしむるの原因となつて居た⁽⁸⁾」と指摘していたのである。そして林はこの大隈首相自身およびその対支外交についてすぐ後で触れるように、罵倒に近い批判を議会で、また言論界で大正四年中に繰り返して行なっていた。たしかに林の政治的立場は政友会にあり、「非政友の諸派を連合し得る人物⁽⁹⁾」としての大隈に対して攻撃的になるというリアル・ポリティックスの文脈からも理解すべきではあるが、本稿では林における政治の現在への肯定的態度と批判的態度の混在という問題設定の仕方からの分析を試みたいと思っている。

(1) 『三田新聞』第四三号(大正九年五月一日)。なお、林毅陸について言及した文章は少なからず見い出せるが、研究論文としては中村菊男「大正政変と林毅陸」、『法学研究』第二四巻第九・一〇号(昭和二六年)、一〇五一―二八ページの一篇だけと思われる。

(2) 林毅陸『欧州近世外交史』下巻(増訂新版、昭和一〇年)三三五―三三六ページ。

(3) 『時事新報』大正七年二月四日付。

(4) 外務省外交史料館所蔵の巴里平和条約人事(帝國)第一巻に所収の大正八年六月六日バリの松井大使発、同日本省着の内田外務大臣宛の電報(講第一二二四号)。全文を引用すれば、「六月四日ノ五国会議ニ於テ白耳義ニ関スル一八三九年ノ条約改訂ノ為委員会ヲ組織セシムルニ決シタル処立教授ヲ本邦委員ニ任命セリ」。

(5) 前注(4)と同一文書所収の大正八年七月三十日バリの松井大使発、八月一日本省着の内田外務大臣宛の電報(講第一七五四号)。全文を引用すれば、「立博士牧野男同行帰朝ニ付其ノ後任トシテ衆議院議員林毅陸氏ニ一八三九年条約會議委員引受方彼是ト交渉ノ末其ノ承

諾ヲ得既ニ委員会ニ対シ通牒取計済ニ付テハ其ノ待遇ハ往電講第四八〇号申進ノ委員ト同様本省ヨリ囑託ノ辞令(七月二十六日付ニテ)ヲ
 発シ勅任待遇ニテ月手当四千五百法ト定メラレタシ。なお、この一八三九年条約改訂に關しては、林毅陸「白耳義に關する一八三九年の
 条約の改訂委員会に就て」、『國際法外交雜誌』第二〇卷第二号(大正一〇年二月一五日)を参照。また、林毅陸「生立の記」(昭和二年)
 収録の高橋誠一郎「林博士を憶ふ」によれば、大正八年「七月二十五日、巴里平和會議に於いて帝國全權事務所から一八三九年条約委員会
 委員を囑託され、……(九八ページ)とある。

(6) 『太陽』第二四卷第一三三号(大正七年一月号、東京博文館)一〇〇ページ。

(7) 『太陽』第二六卷第七号(大正九年七月号)五五ページ。

(8) 同右、五五―五六ページ。

(9) 吉野作造『現代の政治』(実業之日本社、大正四年)六八ページ。

二、『新社会』主筆としての林毅陸

大正四年(一九一五)九月に「小さき旗上」との宣言を發して『へちまの花』から『新社会』へと自ら編集・發行
 する雑誌を改題した堺利彦は、その翌一〇月の『新社会』第二号の誌上で、「林氏の『新社会』という短かな記
 事を書いてゐる。すなわち、「私の『新社会』と同時に林毅陸君の『新社会』が出た。私のは此通り見すばらし
 いもの、林君のは堂々たるもの、固より比べ物にはならぬが、それでも多少のお目ざはりになるとお気の毒に存
 じて居ます」とまず述べ、そして林の『新社会』創刊号に載つた福田徳三の「『新社会』に寄せて真意義の新社
 会を論ず」に触れ、林は福田というまさに自らが寄稿を求めた相手によって見事に批判されるとの皮肉な結果に
 なつてゐると指摘した。

一方、その林の『新社会』の第二号である大正四年一〇月号の「編輯だより」の個所には次の一節が見られた。

すなわち、「本誌が警視庁へ発刊の届出を済まして後、堺とか云ふ人が同名の雑誌発刊を届出た。従来は同名のものは勿論、間違い易い名称でも許さなかつたのであるが、どういふもの（か—小野輔）警視庁は既に本誌が届出をして居るにも拘らず又復同名を堺氏に許した結果、新社会と云ふ雑誌が同時に二つ出来た次第である、読者諸君は何卒『主筆林毅陸』に御留意あつて御買求めの程を願ひます」⁽²⁾。

堺の『へちまの花』は、堺が「暗い谷間」の時代を「生きていくため、さらには同志の連絡を保つため、売文社を作り、あらゆる種類の文章の代作を請負った。その売文社の、今日でいえばPR誌的なものとして、大正三年に出された」⁽³⁾ものであり、それが発行一年にして『新社会』へと、いわば脱皮し、『新社会』を軸に大正中期は動いたと言つてよいほど、社会主義陣営の主流を占めた雑誌であり⁽⁴⁾、大正四年九月より大正九年一月まで全五一冊が刊行されたことが確認されている⁽⁵⁾。

これに対し、主筆林毅陸の『新社会』は大正四年九月号から翌大正五年六月号まで、通算すれば一〇冊刊行されていることが『三田評論』に掲載されている広告⁽⁶⁾からわかるが、それ以降いつまで続いたものなのかは現在のところ不明である。また現物としては東京大学法学部付属明治雑誌文庫に創刊号（大正四年九月）、第一巻第二号（大正四年一〇月）、第一巻第四号（大正四年二月）および第二巻第三号（大正五年三月）の計四冊が所蔵されているだけである。各号のページ数はそれぞれ一三六ページ、一二〇ページ、一一二ページおよび九二ページであり、これに対し復刻版も出ている堺利彦編集の『新社会』の方は第一号から第三号までそれぞれ三一ページ、三一ページそして四五ページであり、このページ数の違いが堺が言うところの「私のは此通り見すばらしいもの、林君のは堂々たるもの」の意味であった。

林毅陸主筆の『新社会』の発行編集兼印刷人としてその奥付に記載されているのは村上隆逸であり、この村上

については塾員名簿⁽⁷⁾から政治科を出たばかりの塾員であることがわかるが、この村上の筆になるものであろうか、創刊号の巻頭には「新社会同人」の署名のもとに「創刊の辞」が掲げられている。そこに曰く、「新陳代謝は天の命ずる所、此代謝の滑かに行はるゝ所に社会の進歩は存するのである。……想ふに現時の我国が総ての意味に於て過渡期にあるは、人の熟知する所、然も過渡期と称しつつ其過渡の橋上に彷徨徘徊するの余りに長きは、最も遺憾なりと謂はざるを得ぬ。是れ実に代謝作用の滑^ならざるを示すもの、其の国運発展を阻害するの大なるは、言ふ迄⁽⁸⁾もない。」

この「創刊の辞」が排斥するところの滑かならざる代謝作用を代表する一方の雄たるアナキズムの主唱者大杉栄が編集する雑誌『近代思想』の大正四年一〇月号に、大杉は「二種の個人的自由——福田博士の新社会論を読む」と題して次のような文章を載せた。すなわち、「堺利彦氏の『月刊新社会』と同時に、慶應義塾大学教授林毅陸氏の『新社会』が出た。林氏は外交史の専門家であると共に、政治上には常に英吉利流の民主制を鼓吹してゐる人である。従つて其の所謂新社会なるものも、要するに其の平素の主張の外には出ない⁽⁹⁾。」とまず述べ、そして「然らばその英吉利流の民主制とは如何なる性質のものかと云ふに、『新社会』に寄せて真意義の新社会を論ず」と云ふ福田徳三氏の一文は、大日本帝国の大学教授としては有るまじき露骨と大胆とを以て、これに答へてゐる。英吉利流の民主制は、独り林氏のみならず、多少進歩せる殆んど有らゆる学者の、そして又所謂政治的に目覚めた青年の、理想する新社会である。されば今此処に、福田博士の新社会論を紹介敷衍して、彼等の所謂新社会の性質を喝破して、真意義の新社会を闡明して置くのも、あながちに無益な事ではあるまいと思ふ⁽¹⁰⁾。」と書いた。

林の『新社会』に対して、以上のように素早く反応した堺利彦と大杉栄はともに、福田徳三の『新社会』に寄

せて真意義の新社会を論ず」をいわば好敵手として遇しているので、まず福田の寄稿についてまとめておきたい。福田の言う新社会とは旧社会に対する新社会ということで、その旧社会はその社会への不満が生じていなかった期間には新社会とみなされていた。自由主義という現社会にはすでに問題点が重大に自覚されているので、それをわれわれは旧社会と呼び、新社会が現在求められているのである。ではその問題点とは何か。福田は言う。「所謂個人本位の自由主義とは其実有つてゐるものゝ自由主義有産者の個性の尊重であつた。有たぬもの無産者の個性の尊重は毫も其中に含まれて居らぬ。……斯く旧社会の根本立場が身体財産の保障なる社会大多数にとつては全く無意味にて風馬耳なる事柄に存じて居ることが、之を不満足とす可き理由であると分つたら、新社会に向つて要求す可き事は先第一に此処理を破壊し、新道德原則を打立つることにある可きは多言を要すまい。」⁽¹¹⁾そして世界を見渡す時、「今日の文明国に於て最も多く此の有産者擁護の社会制度の發達して居る国は英国である。」⁽¹²⁾しかるに、「新社会到来の機運は刻一刻熟しつゝある。英国は世界の最先覚国である。」⁽¹³⁾前者の方の英国が現われているのは「政治である、其政治の依つて立つ私法である教育である。」⁽¹⁴⁾そして後者の方の英国が現われている面は「其經濟道德に在る。其ビジネスに在る。其財政に在る。其工場法に在る。」⁽¹⁵⁾したがって、「我邦が模倣す可きは此方面の英国である、新社会促進の活力を最も多く包蔵する所のアングロサクソン文明である、彼の旧時代旧道德旧政治旧政党旧教育の型に囚はれて居る所の功利主義の英国ではない。」⁽¹⁶⁾

福田は以上の意味で世界の最先端を行く英国と同様に、林らが新社会への「鼓吹を以て任とするものなりや否やを」⁽¹⁷⁾林らに問うていたのであるが、福田においてはこの個人本位の自由主義の世の中を旧社会として廃し、「新社会の実現に意を用ゆると最も多きものと云ふて大過はない」⁽¹⁸⁾のが社会政策という学問であつた。法律ということでは「私法の根本的社会化」⁽¹⁹⁾ということであつた。大杉栄に言わせれば、「此の真意義の新社会を建設せ

んとしつゝあるものは、云ふまでもなく広い意味での社会主義者の全部であるが、……」であつた。⁽²⁰⁾

この大杉の口調は、私には新社会建設を目ざす者たちの大同団結を呼び掛ける声、言いかえれば社会政策の実施主体が既存の資本主義国家である点は問わず、その実施される政策の内容が社会主義である点を重視したもののように思える。大杉においては確かに、福田が分けて論じなかつた身体財産の保障を「労働者の身体の解放」と「財産の自由」とに分けて、二種類の自由主義を論じていたわけで、その点では福田を批判していたのだが、しかし文章全体としては明らかに福田を論難するためのものではなかつた。一方、堺利彦の場合は、大杉ほどの好意を福田に示しているわけではない。堺にとっては林毅陸ないしその『新社会』が問題だったのであり、大杉にとっては林より福田徳三の方に関心があつたと読めるように思う。

さて、こうした素早い反応を受けた林毅陸は、滑かなる新陳代謝を志向する立場から堺利彦、大杉榮にどう対応していったのか。結論的には林はその『新社会』においてリアル・ポリティックスについての文章を発表するのみで、堺や大杉に対してではなく福田に対しても、つまり『新社会』という雑誌名を実現するための、福田からの寄稿に答える理論的な論文執筆は、この『新社会』誌上では行なわれなかつたようである。『新社会』に掲載された主筆林の記事は次の通りである。⁽²¹⁾

第一巻第一号（大正四年九月）「兩脚を失へる飄然内閣」

同 第二号（同 一〇月）「帝国外交の危局」

同 第三号（同 十一月）「時局と人心の一新」

同 第四号（同 十二月）「対支警告は何の為ぞ」および「倫敦盟約加入は成功なりや」

第二巻第一号（大正五年一月）「世界政策」

同 第二号（同 二月）「囚れたる対支外交」

同 第三号（同 三月）「時局と貴族院」および「西園寺侯何ぞ優遊の長きや」

同 第四号（同 四月）不明

同 第五号（同 五月）不明

同 第六号（同 六月）執筆なし

林の文章についての検討に入る前に、大正四年の政治年表を抄出しておこう。時の大隈重信内閣（大正三年四月発足）は一月に袁世凱中華民國總統に「支那国政府ハ独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ權利利益讓与等ノ処分ニ付日本国政府カ独逸国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス」を第一条とする対支二一カ条要求を突きつけ、前年八月に対独宣戦布告以来の、中国大陸の戦後処理への露わな意欲を表明していた。そして結局「二〇回余にわたる交渉の末五月七日日本政府は最後通牒を送り、中国政府は屈服して、二五日日華条約が調印された」⁽²³⁾。

また三月には第一二回総選挙が行なわれ、政府与党が大勝した。これは前年一二月に第三五回帝国議会において、二個師団増設案予算が衆院本会議で否決されて衆院解散がなされていたためのもだったが、この「総選挙中の大浦内相の指揮による選挙干渉と議員買収」⁽²⁴⁾が明るみに出て、六月の第三六回帝国議会において大浦内相弾劾の決議案が提出され、七月には大浦の引責辞職があった。その時、「連帯責任論を唱えて留任を拒否する加藤外相、若槻蔵相、八代海相らと他の閣僚の意見が対立し、大隈首相は閣員の一部を更迭して留任した」⁽²⁶⁾。

こうした政治状況に対して林毅陸はどんな認識枠組を持って臨んだのだろうか。「新社会」誌上で展開した大隈首相への林の批判は「君命を藉口して以て其の責を逃ること」⁽²⁷⁾を大隈が行なっていると判断から発していた。

つまり、大浦兼武による選挙干渉と議員買収ゆえの辞任に際し、大隈はその空いたポストたる内相を自ら兼ねることを表明し、天皇からの命を拝受した。しかし「其後に至りて首相は辞表を奉呈した。……我聖上陛下に於かせられても、多少意外の感を起されたるならんと拝察する。是に於てか伯に對する有難き御誼ともなったことであらう。」すなわち、大隈に對して総理大臣を続けよとのお言葉が下ったのであり、そうなればその大隈に辭職せよと迫ることは天皇に反對することとなり、それは出来ない。その人の声には誰も反對できない人から、政治家が自分の行為へのお墨付きを頂くことは立憲主義の前提からするとルール違反である、というのが林の基本的主張であった。「立憲大臣たるの心得なくして、陛下に對して進退伺を上つた」という批判であった。

一方、第三六回帝國議會において林毅陸は二回質問書を提出していた。これが大正四年五月二七日に提出された質問第五号「對支外交ニ関スル質問」と第六号「独逸ヲシテ再ヒ支那方面ニ根拠地ヲ作ラシメサルノ保障ニ関スル質問」であり、この二つの質問に賛成する者は古島一雄以下同一の顔触れの四一名であった。「對支外交ニ関スル質問主意書」は三項目から成っていた。すなわち、

- 一 四月二十六日日置公使ヨリ支那政府ニ提出シタル修正要求案ハ最小限度ノ最終案ト称セラレ討議モ最早無用ナリト為シ単ニ諾否ノ決答ヲ求メタルハ是レ一種ノ最後通牒トモ看做スヘキモノナリ然ルニ支那政府ノ之ヲ容レサルヤ我カ政府ハ其ノ態度ニ一大頓挫ヲ來シ五月七日最後通牒ノ名ノ下ニ新ニ妥協ヲ求ムルノ讓歩案ヲ我ヨリ提出シテ甚シク帝國ノ威信を傷ツケタリ吾人ハ之ヲ以テ外交上ノ一大失態ナリト認ム政府ノ所見如何
- 二 加之右ノ如キ最後通牒ニ依リテ無益無意義ノ威嚇及侮辱ヲ支那共和国ニ加ヘタルハ是レ又外交上ノ一失態ナリト認ム政府ノ所見如何

三 對支外交上最重大ナル時機ニ臨ミ我カ政府カ右ノ如キ最後通牒ヲ強ヒテ發送セサルヲ得サルノ破目ニ陥リ類例稀ナル大失態ヲ演スルニ至リタルハ要スルニ外交行詰リノ結果タリ而シテ此ノ行詰リハ第一ニ政府当初ノ提案杜撰ニ

失シ第二ニ对支折衝ノ機宜ヲ誤リ第三ニ内外ニ於ケル準備ヲ欠キ幾多ノ過失ヲ犯シタルニ因ルモノト認ム政府ノ所見如何⁽³⁰⁾

林はここでいわゆる对支二一カ条要求を日本政府が行なうこと自体を非難しているのではまったくない。つまり帝国主義的な政策そのものは肯定しているのである。したがって、これまでの『新社会』誌上および議会で活動を通して窺える林毅陸の認識枠組は、『内には立憲主義、外には帝国主義』の、当時の自由主義一般の傾向⁽³¹⁾のなかにあったと言ふことができるように思われる。とは言え、林は帝国主義であればどんなものでも肯定していたわけではなく、大隈内閣の外交の問題点として、先の質問主意書のなかの言葉で言えば「帝国ノ威信ヲ傷ケルような外交、「杜撰ニ失シ」たる外交に非難を浴びせていたのであった。

この問題点は、『太陽』大正四年七月号に林が寄せた「失敗の対支外交」でも論じられていた。個々の用語はこの『太陽』論文と議会質問書とで共通しているが、次に引用する『太陽』論文の方が林の政治的思考の特徴がよく読めるように思われる。すなわち、「当初の提案の杜撰なりし結果として、外交折衝の拙劣なりし結果として、第五項撤回は或は余儀なき運命であつたかも知れぬ。故に予は今茲に撤回其者の是非を論ずるのでは無い。唯政府自身の過失失錯に依りて、進退是れ窮するの外交行詰りを現出し、其の結果右の如き滑稽化せる最後通牒となり、甚しく帝国の威信を傷け、将来に幾多の余殃を遺したる其大失態は、飽迄も之を責めざるを得ないのである」⁽³²⁾。この第五項の要求のうち、「顧問備聘の件、警察合同の件及所謂武器同盟の件、此の三件が最も行惱みの種となつた」⁽³³⁾ものだが、これを要求のなかに入れた「加藤外相自身も、第五項に就いては、『支那政府にそれ〴〵都合があり、又理由があつて、全部採用出来ぬと雖も、強ひて其採用を迫ることが出来ない性質のものである』⁽³⁴⁾と言」⁽³⁴⁾っていた。こうした点でたしかに杜撰な提案でしかないのだが、しかし本当の問題点は相手にそうした、

「強ひて其採用を迫ることが出来ない」とわが方で承知していた要求を大正四年（一九一五）四月二六日に提出したことよりもむしろ、これを相手が拒否すると今度は問題の第五項を撤回したものを五月七日に最後通牒として相手に提示した点にある。

林の批判は四月二六日の失態についてはなく、五月七日の最後通牒として出した要求がもはや最後通牒として出す必要のないものであったという所に、力点が置かれている。すなわち、五月七日の「最終の我譲歩案は、支那政府の喜んで応諾すべきものなること明なるにも拘らず、猶之を提出するに当り、普通の商議の形を取らず、之に被らしむるに最後通牒の形式を以て」した⁽³⁵⁾こと、言い換えれば「最後通牒は矢張最後通牒である。武力の威嚇を以て先方の譲歩を強制するものである。若し此威嚇手段が是非必要である次第ならば、致方は無い。先方の感情を害すると否との如きは問ふ暇も無い。然しながら第五項を撤回する以上、協定の成立すべきこと明白であつて、袁大總統の如きも、五月七日の通牒に接して、『「小野補」斯る条件なれば業々しく最後通牒と為すにも及ばざりしものを』と、昵近者に語つたと伝へられて居る。故に武力の威嚇を以て支那に臨みたることは、全然無益無意義であつたのである。是は要するに我政府が必要もなきに、行掛上照れ隠しのために空威張りを為したに過ぎぬ」⁽³⁶⁾。

その結果どうなつたのか。林は続ける。「平和の中に彼我の互譲に依りて、穩便なる形の下に協定せらるべき諸条件が、武力の脅迫に依りて無理に奪取せられたが如き形となり、支那は宛も武力の威嚇の下に屈讓^{クツヤウ}を強制せられたるが如くになつたのである。之が為めに無益に支那人の感情を刺激し、無益に其憤怒怨恨を激発し、強烈なる排日熱を煽り、日支親善の基礎に容易ならざる損害を与へた」⁽³⁷⁾。言い換えれば、「对支外交上の大目的たる兩國提携の基礎を害し、又世界列強に対して、帝国の地歩に無益の不利を来さしめ、種々憂ふべき影響を将来に遺

したるは、吾人実に痛嘆せざるを得ない。」⁽³⁸⁾

林はそもそも何を考えていると言えるのだろうか。この点を明らかにするために、大正四年の第三六回帝國議會に林が提出したもう一つの質問「独逸ヲシテ再ヒ支那方面ニ根拠地ヲ作ラシメサルノ保障ニ関スル質問」を見しておくことにしよう。この質問も三項目から成っていた。すなわち、

一 独逸ヲシテ再ヒ支那方面ニ根拠地ヲ作ラシメサルノ保障ヲ得ルハ対独開戦ノ本旨ニ照ラシ最必要ノ事ナリト認ム政府ノ所見如何

二 政府カ支那共和国ヲシテ山東省不割譲ヲ約セシメタルハ甚タ可ナルモ对支要求第四項即チ一般的ニ支那沿岸ノ港湾及島嶼ヲ他国ニ譲与又ハ貸与セサルノ件ニ付政府ハ公文書ニ依リ何等カノ保障ヲ支那政府ヨリ得タリヤ否ヤ

三 上記公文書⁽³⁹⁾ニ依ルノ保障ヲ得スシテ満足スルハ是レ日独開戦ノ本旨ヲ完フセサルセト謂ハサルヘカラス政府ノ所見如何

この質問は先の質問と同日の大正四年五月二七日に議會に提出されたものだが、前年の大正三年（一九一四）八月七日に日本政府は英国政府から「ドイツ仮装巡洋艦の搜索・撃破のため日本海軍の出動を要請」⁽⁴⁰⁾されたのを受け、同日中に対独開戦を閣議決定し、九日にはイギリスに伝えた。「通告を受けた英国政府は日本の軍事行動の拡大をおそれて、日本の参戦を拒否し、最初の要請を取消し、のち日本の軍事行動を東シナ海の海上保護に局限することを希望してきた。日本政府はそれを拒否し、日英同盟による情誼をたてにとり、一五日ドイツに最後通牒を発し、二三日宣戦を布告した」⁽⁴¹⁾が、その経過のなかに林は大隈内閣の大失策を見出したのである。『新社会』大正四年一〇月号に林は「帝国外交の危局」を執筆し、まず第一に「国家の重大事を一夜にして決し、将来の事に関して熟慮を凝らさず、英国と何等の協議を遂げず、犠牲の報償又は善後の方案等に就て大体の意見交換

をも行はず、率爾に輕早に戦争参加に決したるは、実に驚くべき事である」と指摘し、さらに「政府は単に輕早に開戦を承諾したばかりでは無い。政府は更に英國の提言を口実として我より開戦を強要したるの形跡がある。政府は英國の依頼に依つて開戦したるが如くに声言して居るけれども、英國は実は片腹痛しと思へるに相違なしと想像すべき理由があるのである」とも述べた。

大正三年八月一五日に発せられた日本政府による対独最後通牒には、「日英同盟協約ノ予期セル全般ノ利益ヲ防護スルノ措置ヲ講スル」ための開戦とあるが、これは八月七日のイギリスからの最初の要請の延長上にあるものではなく、「是れ日本自身の発意に依るもの」だという分析を林は行なっていたのである。むしろイギリスは「日本が自ら進んで大規模の戦争を始めんとするに對し、多少不愉快の感を抱き、日本軍の行動に制限を加へんと欲し」ていたのだと林は判断していたのである。それではなぜ大隈内閣はイギリスから不快の感情を抱かれながらも開戦に拙速に踏み切ったのか、という点に關しては林は「當時に於ける大隈内閣の地位に一瞥を与へねばならぬ」と主張する。すなわち、「当時内閣は議會に於て極めて少数の与党のみを有し、政府の基礎は非常に薄弱であつた。又予算編成期漸く近づかんとするに、財政意の如くならず、廢減税の公約の如きも、其実行は困難となり、然も此公約を実行せざる時は、一般政界は勿論、内閣の内部にすら、容易ならざる動搖を来すべき恐れがあつた。此困難なる境遇に於て、各種の難問を処分するには、戦争を以て最も便利と爲したのである。」そして林はこうしたやり方、すなわち「外交に於ては、内政上の策略に依つて之を左右するより危険なるものは無い」と最後に指摘するのである。第三六回帝國議會への質問書の提出は、この外交と言えぬ外交、外交上の準備なしに進じたために「非常なる損害」をわが国に与えている外交の実態を暴露させるためのものであつた。

林毅陸における政治的思考とは以上二つの質問書と『新社会』、『太陽』の二つの雑誌へ寄せられた評論を通し

て見る限り、たしかに「内には立憲主義、外には帝国主義」なのであるが、しかし林の場合その帝国主義は非排他的帝国主義、言い換えれば外交という自国の利益を求めつつ、自国と他国ないし自国と諸外国との間の親善、提携を形作る二律背反的行為とほとんど同義の準抛粹組としてあったように思われる。二律背反的なものであるがゆえにそうした行為を控えるとするれば、われわれはそもそも外交という行為そのものを放棄せねばならなくなるはずであり、二律背反的な行為を志向すること自体は、むしろ外交のあるべき道筋を踏み外していない証拠と言えよう。もし外交という名のもとで、この二律背反性を保持しない行為がなされていけば、それには仮借なき批判的態度で臨み、また自分自身、力量において、その二律背反性を保持できる範囲の事柄と判断した場合には、その事柄に対して弁護的ないし弁明的な態度で臨んだのが林だったのではないか。林自身の力の及ばぬ領域での出来事への弁護的な態度を示すようなことがあれば、それは御用学者との蔑称を投げつけられても甘受せねばならぬであろう。

自らの力量の及ぶ範囲の政治にたずさわるとき、人はその政治の結果に対して責任をとることが出来る一方で、ウェーバーの『職業としての政治』⁽⁵¹⁾のなかの言葉で言えば「すべての暴力の中に身を潜めている悪魔の力と関係を結ぶのである。」次節ではウェーバーの言う職業政治家としての、つまり「悪魔の力と関係を結ぶ」与党すなわち大正九年の政友会所属の一議員としての林に焦点を当て、同時代の政治への批判者ではなく、弁明者としての林の姿を明らかにしたいと思う。ここでは本節で林の批判的的となった大隈重信、政友会の党主にして首相の原敬と林毅陸との近さも遠さもともに問題にされるはずである。

(1) 界利彦編集『新社会』第二巻第一号（大正四年九月、売文社）二二ページ。

(2) 主筆林毅陸『新社会』第一巻第二号（大正四年一〇月、新社会社）一一八ページ。

- (3) 『新社会』 解題・総目次・索引（一九八二年、不二出版）九ページ。
- (4) 同右、三三ページ。
- (5) 同右、三六ページ。
- (6) ただし、『三田評論』大正五年四月号と同五月号には、『新社会』の広告は出されておらず、大正五年六月まで一号も欠けずに出版されているか否かは確認できない。
- (7) 大正四年の塾員名簿には村上隆逸の項で雑誌新社会出版、大正二年卒、愛媛県の記載があり（一三七ページ）、大正一五年の塾員名簿には政治科卒の記載がある（三五一ページ）。
- (8) 主筆林毅陸『新社会』創刊号（大正四年九月）一ページ。
- (9) 『近代思想』復活号（第三卷第一号、大正四年一〇月、近代思想社）八ページ。
- (10) 同右。
- (11) 主筆林毅陸『新社会』創刊号、一九一〇年。
- (12) 同右、二一ページ。
- (13) 同右、二一―二二ページ。
- (14) 同右、二二ページ。
- (15) 同右。
- (16) 同右、二三ページ。
- (17) 同右。
- (18) 同右、一九―二〇ページ。
- (19) 同右、二一ページ。
- (20) 『近代思想』復活号、一一ページ。
- (21) 本文中で先に指摘したように、今のところ現物としては第一巻第一号、第二号、第四号および第二巻第三号の四冊しか見ることができないので、第一巻第三号、第二巻第一号、第二号に掲載されたものは、『三田評論』掲載の広告によってタイトルのみ判明する記事であり、また第二巻第四号、第五号はその広告でも見ることができないので、林の執筆があるか否かも不明である。
- (22) 『史料明治百年』（朝日新聞社、昭和四一年）四五―五六ページ。
- (23) 同右、四五―四五六ページ。

- (24) 同右、一七〇ページ。
- (25) 『第三六回帝國議会上奏案建議案動議及び質問』によれば、大正四年六月五日に原敬他八名(そのうちの一人が林毅陸)が二二〇名の賛成者と共に提出したこの決議案は、衆議院において六月七日に否決された。
- (26) 『史料明治百年』一七〇ページ。
- (27) 主筆林毅陸『新社会』創刊号、七ページ。
- (28) 同右、五ページ。
- (29) 同右、六ページ。
- (30) 『第三六回帝國議会上奏案建議案動議及質問』より。
- (31) 松尾尊允『大正デモクラシー』(岩波書店、一九七四年)六七ページ。
- (32) 『太陽』第二卷第九号(大正四年七月)七〇―七一ページ。
- (33) 同右、六二ページ。
- (34) 同右。
- (35) 同右、六六―六七ページ。
- (36) 同右、七一ページ。
- (37) 同右。
- (38) 同右、六二ページ。
- (39) 『第三六回帝國議会上奏案建議案動議及質問』より。
- (40) 『史料明治百年』四五五ページ。
- (41) 同右。
- (42) 主筆林毅陸『新社会』第一卷第二号(大正四年一〇月)三ページ。
- (43) 同右、四ページ。
- (44) 『史料明治百年』四五五ページ。
- (45) 主筆林毅陸『新社会』第一卷第二号(大正四年一〇月)五ページ。
- (46) 同右。
- (47) 同右、七ページ。

(48) 同右。

(49) 同右、八ページ。

(50) 同右。

(51) 脇圭平訳、マックス・ウェーバー『職業としての政治』(岩波文庫、一九八〇年) 九九―一〇〇ページ。

三、普選反対者としての林毅陸

「現内閣ハ自ラ標榜シテ居ラル、ガ如クニ政党内閣デアリマス、……故ニ或ル意味ニ於キマシテハ、此普通選挙案ノ如キモノハ、現内閣ニ於テ万難ヲ排シテ、之ヲ扶助賛同セラレルノデアラウト吾々予期致シテ居ッタノデアリマス、然ルニ何事ゾ現内閣ハ、前議会以来極端ニ之ガ実行ヲ拒マレルモノデアル⁽¹⁾」と大正九年(一九二〇)七月一〇日の第四三回帝国議会の衆議院本会議において国民党の浜田国松を嘆かした、原敬政友会内閣の普選反対の方針を、政友会所属の国会議員林毅陸はどう思っていたのだろうか。

浜田国松が言う前議会つまり第四二回帝国議会は、大正八年一月二六日に開会され、明治四四年の第二七回帝国議会以来九年ぶりに普通選挙法案が提出されていた。手続的には大正九年二月一四日に予定された議事の第一三番目から第一五番目の議事である三つの普選法案、正式には三つの衆議院議員選挙法中改正法律案を第一番目の議題とする緊急動議が提出され、議長の大岡育造が異議なしと認め⁽²⁾、まず日程の第一三番目の議事の衆議院議員選挙法中改正法律案(武富時敏外六名提出⁽³⁾)についてその賛成者(二〇七名)の一人である島田三郎が立って提案説明を行なった。これを受けて「本案ハ議長指名ヲ以テ、特ニ二十七名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス⁽⁴⁾」との動機がさらに出されて承認され、同様の手続きで日程の第一四番目の衆議院議員選挙法中改正法律案

(古島一雄外四名提出)⁽⁵⁾ について提出者の一人である植原悦二郎が立って提案説明を行ない(賛成者二五名、また次いで日程の第一五番目の衆議院議員選挙法中改正法律案(坂本金弥提出)について提出者本人の坂本金弥が提案説明を行ない、それぞれ先の二七名から成る委員会に付託されることになった。与党政友会に対して野党三党派、すなわち憲政会(武富外六名提出案)、国民党(古島外四名提出案)および院内普選実行会⁽⁶⁾(坂本提出案)が別個に、つまり分裂して普選法案を提出したわけである。

第四二回帝国議会に設けられ、衆議院議員選挙法中改正法律案外二件委員会と名づけられた委員会は、大正九年二月一六日の第一回目から同月二五日の第九回目までの計九回の会合を持った。その第一回目は委員長(松田源治、理事(五名)を決めるだけで閉会し、第二回目の一七日より実質的な討議が開始された。そして、この委員会のメンバーには林毅陸が入っており、後述のように提案の各改正法律案に反対する議論を展開したのである。なお、この委員会には内務大臣としては内務大臣の床次竹二郎が、政府委員としては内務次官小橋一太、内務省地方局長添田敬一郎の二人が出席していた。

法律案の提出者側からは二月一七日にまず藤沢幾之輔(憲政会)、植原悦二郎(国民党)による説明がなされ、翌一八日の第三日目の委員会で今井嘉幸(院内普選実行会)による説明があった。なお本稿冒頭の三田新聞の記事に出ていたように、この植原と今井は当時「普選の神様」と呼ばれていた。ここでは本会議および委員会での三党派の普選法案の趣旨説明を要約して、その上で林による反論を紹介し、政友会所属の衆議院議員たる林の政治的思考に迫ってみたい。

まず憲政会の藤沢幾之輔は「茲ニ於テ吾々ハ所謂普通選挙法案ナルモノヲ提出致シマシテ、大ニ選挙権ノ拡張ヲ図リ、即チ国民的政治ノ実ヲ挙ゲントスル所以デアルノデアリマス、抑々本案ノ骨子ト致シマス所ノモノハ、

……現行法中ヨリ納稅資格ノ撤廢ヲ為サントスルノデアリマス、現行法ハ申ス迄モナク、納稅ヲ以チマシテ其資格ノ主要ナル条件ト為シアリマスルガ為メニ、選舉權ハ甚ダ狹隘デアリマシテ、其選舉人ノ數ハ僅ニ二百五十万人ニ達シテ居リマセヌ、又昨年ノ議會ニ於テ現内閣ノ提案ニ依ッテ改正セラレタル選舉法ニ依リマシテモ、納稅ヲ以テ其資格ト為ス上ニ於テハ、何等變ル所ガゴザイマセヌデ、纔ニ十元以上ト云フヲ三円以上ニ低下シタルニ過ギマセヌ⁽⁸⁾と述べ、そして現行法の二五歳という「此年齡ノ制限ニ就キマシテハ、納稅資格ノ制限ト大ニ違フ所ノモノガアル、斯様ニ考ヘマシテ、此点ニ就キマシテハ、改正ヲ企テマセヌカッタノデアリマス、次ニ説明致シマセヌケレバナラヌノハ、私共ガ特ニ此度ノ改正案ニ對シテ、附加致シマシタル一ノ新ナル制限デアリマス、何カト申セバ、獨立ノ生計ヲ営ム者はデアリマス、獨立ノ生計ヲ営ム者ト云フノハ……我現行法ノ市町村制度ノ獨立ノ生計ヲ営ム者ナル法文ヲ、直チニ此所ニ採用致シタルモノデアリマス⁽⁹⁾と、納稅額に代わる新たな制限を設けている点を明らかにし、かつまた選挙区については現行の大選挙区から一区二、三人の中選挙区に変えることを提案していた。

これに対して国民党の植原悦二郎は「私共ノ改正ノ要点ハ、現行法ニ於テ制定サレテ居リマス所ノ納稅資格ヲ撤廢スルコトガ、第一ノ要点デアリマス、更ニ納稅資格ヲ撤廢スルノミナラズ、年齡二十五歳ト云フ年齡資格ヲ改メマシテ、之ヲ二十歳ニ致スコトデアリマス、第二ノ改正ノ要点ハ、現行法ニ於キマシテハ、官公私立学校ノ生徒ニ對シマシテハ、如何ナル他ノ資格ヲ具フルニ拘ラズ、選舉權ヲ与ヘナイコトニ規定サレテ居リマス、私共ハ之ヲ改メテ、日本帝國ノ臣民ニシテ滿二十歳以上ノ男子デアルナラバ、官公私立学校ノ生徒デアルニ拘ラズ、之ニ選舉權ヲ与ヘルコトニ規定シタノデアリマス、次ニ私共ノ改正ノ要点ハ、現行法ニ於キマシテハ、被選舉人ノ年齡資格ヲ三十歳トアルノヲ、私共ハ之ヲ選舉人ノ資格ト同等ニ、滿二十歳以上ニ改メヤウト云フノデアリマ

ス、第四ノ改正ノ要点ハ、現行法ニ依リマス、神官、神職僧侶、小学校教員ニハ、被選挙権ヲ与ヘナイコトニ
 ナツテ居リマス、私共ハ此条項ハ撤廃シテ、神官、神職、僧侶、小学校職員ニモ、他ノ者ト同様ニ被選挙権ヲ与
 ヘルコトニ規定シタノデアリマス⁽¹⁰⁾と述べ、そしてさらにこうした衆議院議員選挙法の改正の根拠として次のよ
 うに述べた。すなわち、「旧選挙法ハ財産ヲ主トシテ定メテアル、普選挙ノ主張者ハ、人間ヲ本位トスルノデア
 ル私共ハ今日ニ於テモ、普選挙ノ原則ハ認メルケレドモ時期尚早クアルト云フヤウナ議論ヲ屢々聞ノデアリマ
 ス、元来立憲政治ノ論理的帰結ハ、普選挙ヲナケレバナライノデアリマス、一たび立憲政体ヲ認ムル者ハ、
 普選挙ヲ否定スルコトガ出来ナイ、若シ立憲政体ヲ認め、普選挙ヲ否定シヤウトスル人ガアルナラバ、此人
 ハ言フ何ト左右シテモ、立憲政治ヲ否定スル者デアルト言ハナケレバナリマセヌ⁽¹¹⁾」。

普選挙は立憲政体の論理的帰結なのだから、「今日ノ政治哲学ノ上カラ申シマスレバ、選挙権ヲ寧ロ与フル
 ト云フヨリハ、立法上ニ於テ其当然有スベキ権利ノ行使ヲ認メルト云フダケニ過ギナイ⁽¹²⁾」のである。そしてその
 普選の結果はどうなるのか。「総テノ国民ニ平等ナル機会ヲ与ヘテ、其才能ヲ發展發揮セシムルコトガ、国家ト
 シテ最モ堅実ナル発達ヲ為ス所以デアル……総テノ国家ノ四民ニ平等セル権利ヲ与ヘテ、政治上ノ責任ヲ与ヘル
 コトガ、最モ其国家ニ順応シテ隆盛ナラシムル所以デアル⁽¹³⁾」という理由から国家の発展をもたらすと、植原は説
 いたのである。

そして三人目の今井嘉幸は納税資格を撤廃し、かつ被選挙権三〇歳から二五歳に改めるのが骨子の普選実行会
 の案の説明を行なうのだが、これまでの選挙法が納税資格を選挙資格にするという「間違ッタ觀念ヲ本位トシ
 テ⁽¹⁴⁾」いるのに対して、普選の根拠は「『デモクラシー』ノ觀念ヲ措イテ、他ニ之ヲ求メルコトハ出来ナイト思フノ
 デアル⁽¹⁵⁾」と主張した。今井の場合、普選挙がデモクラシーに基づくということは、天賦人權説に基づくのでは

ないということであった。すなわち、貴族院において「穂積八束博士ガ、普通選挙ハ天賦ノ人権説ニ根柢ヲ置クモノデアッテ、天賦人権ト云フヤウナ考ハ間違ッテ居ル、斯ノ如キ愚案——間違ッタ所ノ案ハ、再ビ我ガ貴族院ノ門戸ヲ窺ハシムベカラズト云フヤウナ趣旨ヲ申シテ、其結果満場一致デ排斥セラレタノデアリマセガ……普通選挙ハ決シテ斯ノ如キ天賦人権説ト云フヤウナ事カラシテ、源泉ヲ発シテ居ルモノデハナイ、成程其歴史上ノ沿革カラ云ヘバ仏蘭西革命ノ当時、天賦人権説ガ行ハレテ、思付ハサウ云フヤウナ所カラ、普通選挙ヲ思付イタカモ知レマセヌガ、今日ニ於テハ決シテサウ云フ考カラ起ッテ居ルモノデアリマセヌ、……成程昔ノ仏蘭西ノ革命時代ニ『ロベスピール』ノ如キ、子供ニモ女ニモ選挙権ヲ与ヘナケレバナラスト云フヤウナ事ヲ言タコトモアッタケレドモ、今日ノ觀念ト致シマシテハ普通選挙ノ本来ノ意味ハ、女子竝ニ小兒ノ如キ者ハ除外シテ居ルサウ云フコトデアッテ」と論じた。⁽¹⁶⁾つまりもし人である限り何人にも選挙権をとることになれば、「婦人ノ参政権ヲ拒ムト云フ理由ハ無クナツテ来ル」⁽¹⁷⁾し、また「人格ト云フモノハ子供モ持ッテ居ルカラ、参政権ヲ持タナケレバナラナイ」⁽¹⁸⁾。そうではなく、「政治ヲ行ハシムル所ノ能力アル所ノ者ニ、参政権ヲ与ヘルト云フコトニ帰着スル」⁽¹⁹⁾と今井は主張したのである。

その場合の能力とは「個々ノ人ニ於ケル能力デハナイ、総合的能力トデモ名ヲ付ケ」⁽²⁰⁾るべきもの、換言すれば文化であって、政治参加の能力ありと相互に認め合った者同志の政治がデモクラシーであり、そうしたデモクラシーないし文化は今現在いかなれば女子供を排除したところで成立しているのだという現状認識を今井は表明していたのである。今井はここであくまで現行の非普通選挙法に代わる案が前提にする理論が何であるかを明らかにしようとしているのであって、その理論のある特殊な内容を最終的に支持すると言い切っているのではない。今井は自派の改正案の提案説明の最後の個所でこう述べていた。すなわち、「今日ノ広キ意味ニ於ケル所ノ普通

選挙ト云フコトニ就テハ、色々ナ立方ガアリマシテ、或ハ『テイピカル』ノ本来的普通選挙ノ遣方又之ニ対シテ多少ノ制限ヲ加ヘテ、例ヘバ経済上ノ能力ニ就テ多少ノ制限ヲ加ヘル、教育上ニ多少ノ制限ヲ加ヘルトカ、或ハ更ニ広ク婦人ニ参政権ヲ及ボスト云フヤウナ遣方モアリマセウガ、併シナガラ吾々ノ考ヘマス所ニ依リマスレバ、今日此際最モ適當ト信ズル所ハ、私共ノ出シテ居ル所ノ案ガ宜シイト思フ、是ハ最モ穩健ナ所ノ案デアリマシテ、今日ノ時勢カラ言ヘバ、寧ロ更ニ進マナケレバナラヌノデアル、漸進論漸進論ト言ヒマスガ、私共ノ見ル所デハ寧ロ今日ノ時勢ニ於テハ漸進デハナイ、急進デアル、普通選挙ニ婦人ニモ参政権ヲ与ヘヨ(21)といった主張がなされているが、今井たちが提出している改正案はそうではなく、漸進的であるのだから、この程度のもは当然成立させねばならぬもののだが、「併シ私共ハ此普通選挙法ト云フコトニ就テハ、其他ノ憲政会国民党等ノ案ト雖モ、吾々ト殆ド同様ノ御親類筋ノ案デアル、之ヲ今日ノ現行法竝ニ（原敬内閣による―小野種）改正法ニ比較スレバ、殆ド比較ニナラヌ所ノ立派ナル案デアリマスカラ、吾々ハ審議ノ結果適當ナル案ノ通過ヲ望ム必ズシモノニ固執ヲ致シマセヌデス、次善主義ヲ執ッテ他ノ案或ハ修正案ヲ採用スルコトニ於テハ、咨カナラヌモノデアルト云フコトヲ付加ヘテ申上ゲマス(22)」、と。

この今井嘉幸による趣旨説明は大正九年二月一日の午前中に開かれた第三回委員会でなされたが、同日午後には国民党の植原悦二郎から床次内務大臣と憲政会の藤沢幾之輔とへの質問があり、そして一人の質問者を置いて、次いで林毅陸が今井、植原、藤沢の三人への質問に立った。この三人への質問のなかで林は今井に対して最も多くの時間を使ったのだが、林は今井が「議会ト人民ト云フモノニ一ツノ溝渠ガアル為メニ、議会ニ対シテ余リ人民ハ熱ガナイ、唯々之ヲ後援シヤウト云フ思想モナイ、其溝ヲ取ルカラ議会ト人民ト云フモノ、間ガ連絡シテシマフ、サウシテ議会ハ直接ニ民衆ノ後援ヲ得ルコトニナツテ来ル、其為ニ政党内閣ト云フモノガ実現スルノ

ミナラズ、其基礎ト云フモノガ確實ニナツテ来ルノデアル⁽²³⁾」と述べていたところを捉えて、普選によって議会と人民との間の溝を取り払うということは不可能なのではないか、出来ることは人民をより多くすることではないかと挑むのであった。

つまり普選が成立したとしても、「例へば五百万ノ選挙人ガアル場合ニデモ、詰マリ五百万人ト其時ノ議会ナリ政府ナリトノ間ノ関係ハ、矢張アル管デアル、千万人ト選挙人ガナレバ、其政治的ノ人民ト議会トノ関係ハ、矢張チャント其間ニ連絡ガ取レテ居ル、ソレデアルカラ選挙権ヲ、例へば現在三百万デアル、ソレヲ千万人ニスルカシナイカニ依ツテ、其間ノ溝ノ関係ガ変化スルト思ハヌノデアリマス⁽²⁴⁾」との認識を林は今井にぶつけ、そして今井が人民という言葉を使う時、「人民ト支配スル者トノ間ノ溝渠ノ大小ト云フ事ヨリハ、其人民ト云フモノ、広サ狭サ是ガ問題⁽²⁵⁾」だと思われるが、今井もそう思わないかと問うのである。

林は政治学者として正当に、支配被支配の関係がたとえ普通選挙が実現しても消滅するわけではないとの認識を表明し、これに対して今井は「私モ普通選挙ヲ以テ万能膏トハ考ヘテ居リマセヌ、普通選挙ヲ行ツテモ幾多ノ難問題ガ又続出スルダラウト思ヒマサガ、今日ノ如キ制限選挙ノ下ニ於テ起ツテ来ル所ノ欠点ノ大部分ハ除カレル、斯ウ云フ風ニ考ヘタノデアリマシテ⁽²⁶⁾」と答えたが、今井は先に明らかに普選によって溝は取り除かれると言っていたわけで、この点では林の認識の方が政治学的にすぐれたものだったことは争えない。しかし帝国議会は政治学としての認識の正当さを争う場ではなく、普通選挙法案を通過させないかを争う場なのであり、今井は通過の方へのモメンタムをどうしたら蓄えることができるかに苦心していたのであって、そのために憲政会、国民党の間を取り持って、全野党が結束して普選に関する野党統一案を作成し与党政友会に対抗してゆくことが出来るように、自らの主張を他の野党も飲み易いものにする妥協が図られていたのである。

婦人参政権の問題、すなわち今井らの普選案では選挙権が「婦人マデニ及バナイガ故ニ、ドウ云フモノデアラウカト云フ疑ヲ持ッタノデ御尋シタ⁽²⁷⁾」と林から攻め込まれて、今井が今日存在していると述べた「婦人ノ参政権ヲ拒ムト云フ理由」は、参政権の拡大という自分たちの大目標からすれば皆が否認の声を挙げるのが当然の事柄なのであって、本来はつまり議会内での一野党という制約さえなければ、その点は自分たちの案に盛り込みたかったのだなどと口走れば、その瞬間に野党統一案作りの努力が水泡に帰すことは紛れもなかった。その意味で、林からは今井は野党の議員としての自分の最大の弱点を衝かれたのだと言えよう。まさしく林は「悪魔の力と關係を結ぶ」与党の政治家だったのである。また多少大胆に述べれば、林は野党提出の普選案よりさらに根源的な考えを抱く普選論者であり、そうであったからこそ、今井の不徹底さを見抜き得たのではないか。その意味では林は、政友会の国会議員としてあるまじき理論を胸に秘めた異端者でもあったということになるのではないか。⁽²⁸⁾

林はこの今井への質問に次いで植原悦二郎と藤沢幾之輔に対し、今井の時と比べると短かな質問を行なった。林の議論の目的は、言うまでもなく、一貫して野党側の主張に水を差すことであつたので、植原に対しては植原が普選を人民の権利であると主張した点に触れて、わが国の国体と抵触せぬよう気を付けてもらいたいとの発言をした。すなわち、普通選挙を「権利ナリトシテ説キマス場合ニハ、御深切ナ説明ヲ得マセヌト所謂此主権ハ人民ニ在リト云フ昔革命時代ニアリマシタ、ソレカラ関連シテカラノ普通選挙ト云フコトニ思及ブ虞ガアルヤウニ思ヒマス⁽²⁹⁾」、と。とは言え、林は先に示唆したように普通選挙の思想そのものを否定しているのではまったくなく、ただイデオロギーとしての、つまり政争の具としての普選を意識的に議論しているのであり、その意味で思想とイデオロギーの違いをわきまえぬ発言をする、林の次に立った北井波治目⁽³⁰⁾などは明らかに違っていた。

また林は藤沢幾之輔に対しては、野党三普選案間の齟齬を指摘し、藤沢が普選はすでに「国民ノ意思⁽³¹⁾」である

と言ったことに對し、「其御認定デ最早時期来レリト云フ御考デアルト云フ事デアリマスレバ、ソレ迄デアリマスガ、尚ホ念ヲ押シテ置キタイ、サウスレバ総選挙ハ明年デアリマス、其間ニ十分ニ熱心ニ普通選挙ヲ御説明ニナリ、国民ヲ啓発セラレテ、僅カ一年後ノ総選挙ニ於テ其賛否ヲ問ヒ、然ル後此問題ヲ決スルコトガ、余リ長イ間デナイ此間ニ於テ、普通選挙ヲ国民ニ對シテ十分徹底セシムルノガ、立憲政治家ノ為ス所以デナイカト考ヘマス⁽³²⁾」と表明していた。

この林の表明は大正九年二月一八日の第三回委員会においてなされたものだったが、二月二五日の第九回委員会において野党統一案作成にまで至らずして三野党のそれぞれの改正案が採択に付されて否決され、その翌々日の二七日に開催の衆議院本会議でこの「委員会ノ経過並ニ結果⁽³³⁾」が報告され、続く審議の途中に解散の詔書「朕帝國憲法第七条ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス⁽³⁴⁾」が伝達され、同年五月一〇日の第一四回総選挙において原敬率いる政友会はそれまでの議席保有率四三パーセントを六〇パーセントに引上げたのである⁽³⁵⁾。

林毅陸の先の発言中に「普通選挙ヲ国民ニ對シテ十分徹底セシムルノガ、立憲政治家ノ為ス所以」であるという個所があったことを忘れないとすれば、原敬内閣によって執行されたこの大正九年五月の総選挙は、立憲政治家としてはあるまじき判断と非難せねばならぬ種類の出来事だったはずである。林はこの大正九年五月の総選挙には、林の生涯において四回目⁽³⁶⁾のそして最後の立候補を行ない、当選していることから考えても、林は原敬の政治を否定していなかったと言わねばなるまい。つまり林は自らが属する与党政友会の存続を目的として、自らの国会議員としての活動が手段化されるという政治のメカニズム、換言すれば自分のこれまでの言動からすれば当然批判しなければならぬ原敬を不問に付し、さらに支持することを肯定する政治家だったのである。原敬が政治家であったのと同じ意味において林毅陸も政治家だったのである。政治家にとっては自分自身が政治家であり

続けること、つまり自己存続が唯一の目的であり、もし普選といふ思想の実現に奔走した結果、落選してしまつたとしたら、それは国会議員として普選実現のために活動すること自体がもはや不可能になる、つまり普選実現を目指す政治家としては自殺行為なのである。

その意味で、「普選の神様」と言われながら大正九年五月の、まさに普選が争点だったはずの選挙で「普選論一点張⁽³⁷⁾」で落選した今井嘉幸は、原敬や林毅陸とはまことに対照的に、政治家とは言えぬ存在であった。今井の場合は、政治家たり得ずしてなお普選実現を目指すという悲劇性を帯びた一生だったように思えるが、その公的生活が普選と共にあった点では一貫していた⁽³⁸⁾。これに対して林の場合には、その生涯において政治家たる自分の意識的な訣別があったように思われる。任期途中の大正一二年五月に衆議院議員を辞し、その七八年の生涯のうち四〇歳から五一歳までの一年間を過ごした政界から引退したことは、林が政治家にしか生きる意味を見出し得ぬ人間類型ではなかったことをわれわれに示しているように思えるのである⁽³⁹⁾。

(1) 『官報号外』大正九年七月二日、第四三回帝国国会衆議院議事速記録第八号、一一八ページ。なお、本稿が扱う第四二回帝国国会をも含めて、院内外のまさに運動としての普選をとらえた労作に松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店、一九八九年）がある。参照された。

(2) 『官報号外』大正九年二月二五日、第四二回帝国国会衆議院議事速記録第一三号、二二六ページ。

(3) 提出者は武富時敏の他は片岡直温、藤沢幾之輔、安達謙蔵、下岡忠治、斉藤隆夫および鈴木富士弥の六名。(第四二回帝国国会、議員提出法律案、大正九年一月二二日提出、衆法第一号、一ページ)。

(4) 『官報号外』大正九年二月二五日、二二九ページ。

(5) 提出者は古島一雄の他は西村丹治郎、高木益太郎、堀川美哉および植原悦二郎の四名。(第四二回帝国国会、議員提出法律案、大正九年一月二二日提出、衆法第二号、一ページ)。

(6) 『今井嘉幸自叙伝・五十年の夢』（神戸学術出版、一九七七年）の解説で、解説者の松岡文平は第四一回帝国国会で普選法案の提出に失敗した今井嘉幸らは大正八年「二月、新政会・正交倶楽部・純正国民党の各小会派と無所属の普選派議員を糾合して院内普選実行会を組

- 織していた。今井らの考えは、まず普選実行会で普選法案を作成して同志をふやし、次に憲国両党の妥協を促進する、というにあった」(二〇二ページ)と説明している。
- (7) 第四回帝國議會、衆議院委員會議録、第五類第二三号、衆議院議員選舉法中改正法律案外二件委員會議録、第一回、大正九年二月一日、一ページ。
- (8) 同右、第二回、大正九年二月一七日、三ページ。
- (9) 同右、四ページ。
- (10) 『官報号外』大正九年二月一五日、二三〇ページ。
- (11) 同右。
- (12) 第四回帝國議會、衆議院議員選舉法中改正法律案外二件委員會議録、第二回、大正九年二月一七日、五ページ。
- (13) 同右、七ページ。
- (14) 同右、第三回、大正九年二月一八日、九ページ。
- (15) 同右、一三ページ。
- (16) 同右、一三一—三三ページ。
- (17) 同右、一三三ページ。
- (18) 同右。
- (19) 同右。
- (20) 同右。
- (21) 同右、一六ページ。
- (22) 同右。
- (23) 同右、一五ページ。
- (24) 同右、二三ページ。
- (25) 同右、二二ページ。
- (26) 同右、二三ページ。
- (27) 同右。
- (28) 大正一四年四月号の『三田評論』に林は「普通選挙に関する考察」を寄せ、第五〇回帝國議會を今まさに通過しようとしている普通選挙法

案について、「今回の改正にては、選挙人の年令を従来通り二十五歳以上とせられ居るも、更に進んで之を二十一歳と為し、又女子にも参政権を与ふるを要するに至るべく、是等は欧米の実例に鑑み、我政治教育の発達に伴うて、順次其の実現を期せねばならぬ」(二二ページ)と述べた。本文中の大正九年の林とこの大正一四年の林との間に、理論的な矛盾はないと言えよう。

(29) 第四二回帝國議會、衆議院議員選挙法中改正法律案外二件委員会議録、第三回、大正九年二月一八日、二四ページ。

(30) 同右、二五ページ以下参照。

(31) 同右、二五ページ。

(32) 同右。

(33) 『官報号外』大正九年二月二七日、第四二回帝國議會衆議院議事速記録第一八号、三二二ページ。

(34) 同右、三二五ページ。

(35) 遠山茂樹、安達淑子『近代日本政治史必携』(岩波書店、一九六一年)一九七ページおよび二〇二ページの総選挙政党別得票数一覧より算出。

(36) 大正二年二月、山本権兵衛内閣発足に当り、政友会幹部の原敬、松田正久の入閣に抗議して、尾崎行雄らと共に総勢二四名の一人として一時政友会を脱会したことはある。(室伏高信『政友会罪悪史論』世界雜誌社、大正四年、六五ページなど参照。)

(37) 『今井嘉幸自叙伝・五十年の夢』への松岡文平による解説(二二二ページ)。

(38) 同右、二四四ページなど参照。

(39) 高橋誠一郎によれば林は「政治界に於ける前途洵に多望であつたが、(大正)十一年十二月八日、母校慶應義塾理事に選ばれ、翌十二年五月十五日、衆議院議員を辞した。蓋し、二十五年間慶應義塾長の職に在つた鎌田栄吉が十一年加藤友三郎内閣に文部大臣として入閣した後を承け慶應義塾長たるべき勸告を同塾有力者から受けたが為めである」(林毅陸『生立の記』九七―九九ページ)、とある。もしこの時の衆議院議員辞職がその意に反したものであったとすれば、昭和八年の塾長退任後に再び政界へという動き方があつてもよかつたはずである。太平洋戦争中に四国の山間に疎開して『欧州最近外交史』の執筆を続け、戦後小泉信三のところに見舞に来た際に、林が小泉に対して『本は書き上げた』と、いかにも心地よげに言つたとのエピソード(小泉信三『先輩』、『新文明』一九五二年九月号、一〇〇ページ)は、現実政治に訣別した人間の雰囲気を感じさせるもののように思われる。

四、おわりに

林毅陸が衆議院議員選挙に初当選したのは彼の四〇歳の時、つまり明治四五年（一九一〇）五月に行なわれた第一一回総選挙においてであり、同議員を辞任したのは五一歳の時つまり大正一二年（一九三二）五年であった。本稿第二節の『新社会』主筆としての林も、第三節の普選反対者としての林も、ともに国会議員であった当時の林であった。同じ国会議員であった時期の林ではあっても、この両林は異なったダイメンジョンで活躍しているように思われる。言論界と政界である。前者における林は、たしかに「内には立憲主義、外には帝国主義」という明治末からの一般的な認識枠組のなかにあったが、その立憲主義はしかしながら決して非立憲主義と両立するものではなかった。言論人林毅陸が、政治家の非立憲主義を自らの立憲主義によって明快に論難するさまをわれわれは目撃してきたのである。

これに対して政界における林は、立憲主義と非立憲主義の共存を許容していた。政治家である限り、立憲主義と非立憲主義をともに信奉することは矛盾ではない。われわれは普選論者の林が普選論者の今井嘉幸を論難するさまを目撃したように思う。論理的には起こり得ないことが、政治家自身の存続という目的のもとで起こるのである。言論人は矛盾した言論活動を自分に許せばやがて精神分裂に陥いるが、政治家は同様のことをしても精神分裂には陥らず、健康な精神のまままでいられる。この二種類の人間類型が林の国会議員時代に、混乱せずにつまみ次元を異にして同時存在していたと言えるのではないか。

しかしながら、言論人林毅陸は帝国主義というものについて論ずることはなかった。林は大隈内閣の帝国主義

的な外交政策を批判することはあっても、また彼自身が非排他的帝国主義という綱渡りをしていたとしても、帝国主義という枠組自体を問うことはなかったはずである。この自分の枠組自体を問うことがなかったことこそ、福田徳三による新社会という立場への問いかけに答えることがなかった原因だったように思う。林における政治の現在への肯定的態度と批判的態度の混在が、林自身によって意識されていない点、林の限界だったように思う。その混在が本人によって自覚される時、例えば帝国主義という枠組そのものから脱する努力が始まると言えるのではないか。

(一九九一・一・二三)

付記

本稿は福澤諭吉記念学事振興基金による研究補助(「慶應義塾における知的伝統に関する研究」研究代表者・内山秀夫法学部教授)を受けた。ここに記して感謝の意を表す。